



新 廃 政 第 2 5 4 号
平 成 2 5 年 7 月 3 1 日

新潟市清掃審議会
副会長 松原 幸夫 様

新潟市長 篠 田



ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の改定について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の額について

事業系廃棄物：10キログラムまでごとに130円【現行維持】

家庭系廃棄物：10キログラムまでごとに60円【現行維持】

2 諮問理由

平成19年2月16日における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申書において、「手数料は3年を基本として見直しを行う」こととしており、前回の審議（平成22年）から3年が経過しているため、今回諮問するもの。

3 答申希望時期

平成25年9月末